

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設一覧

項 番 号	対象施設	対象規模	
1	小型石炭混焼ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるもの ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 10 万 L 未満のもの。	
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上のもの。	
3	銅又は金の一次精錬	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の 3 項③に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間あたり 1 トン以上であるもの。
		②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の 3 項③に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるもの。
		③銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間あたり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20 リットル以上であるもの。
4	鉛又は亜鉛の一次精錬	①金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、及び平炉（この表の 4 項③に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間あたり 1 トン以上であるもの。
		②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の 4 項③に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。
		③鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間あたり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20L 以上であるもの。
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬	①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の 5 項③及び 5 項⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間あたり 1 トン以上であるもの。
		②金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の 5 項③、5 項④及び 5 項⑤に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。

項 番 号	対象施設		対象規模
5	銅、鉛又は 亜鉛の 二次精錬	③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶 鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗 銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を 除く。）及び乾燥炉（この表の5項⑤に掲げ るものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上であ るか、火格子面積が 0.5m ² 以上であるか、羽口面 断面積が 0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃 料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 20L 以上で あるもの。
		④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する 溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当た り 10L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であるもの。
		⑤亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじ んであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の 回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶 解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上
6	金の 二次精錬	①金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の 用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉 を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉 を含む。）、転炉及び平炉（この表の6項② に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上である もの。
		②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の 用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料 とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変 圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		火格子面積が 1m ² 以上であるか、バーナーの燃料 の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であ るか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であ るもの。
8	廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処 理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃 棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八 号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二 に掲げる施設（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であ つて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却 施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油 以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）		火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 一時間当たり 200kg 以上のもの。
9	ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの （IGCC 施設）		燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上 であるもの
1 0	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀 含有再生資源を取り扱うもの		裾切なし